

京丹波町建築物
耐震改修促進計画

令和3年4月

京 丹 波 町

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震により多くの命が奪われましたが死者数の多くは住宅・建築物の倒壊等によるものであり、このとき倒壊した建物の多くは昭和56年以前に建設された旧耐震基準による住宅・建築物であったことが明らかとなりました。

その後も、東日本大震災、熊本地震、大阪府北部地震などが発生しており、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあるという認識を持つことが大切です。

また、京都府による地震被害想定調査によって、京丹波町周辺においても、花折断層、京都西山断層帯など強い地震を起こす可能性のある断層帯が見つかっており、地震防災対策は喫緊の課題となっています。

そのような中、国の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修に緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置付け、その推進が図られています。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

阪神・淡路大震災の教訓から、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)が制定され、その後平成17年にその一部が改正されました。

この法律の中では、次のようなことが規定されています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 多数の者が利用する建築物等(特定建築物)の所有者に耐震診断・改修の努力義務があること② 所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適格事項があっても適用しない特例を設けること③ 国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的に耐震化を促進すること④ 特定建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること⑤ 耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等を実施すること |
|---|

さらに、平成25年度にも耐震改修促進法の改正がなされ、一定規模・用途の建築物に耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組が更に強化されています。

(3) 「京丹波町建築物耐震改修計画」の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に基づき、京丹波町の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものとします。

なお、計画の期間は、国の基本方針や、府計画の計画期間を踏まえ、令和7年度末を本計画の期限とします。その後、国の動向や府の計画更新状況を踏まえた見直しを行います。

第1 建築物の耐震化促進に係る目標

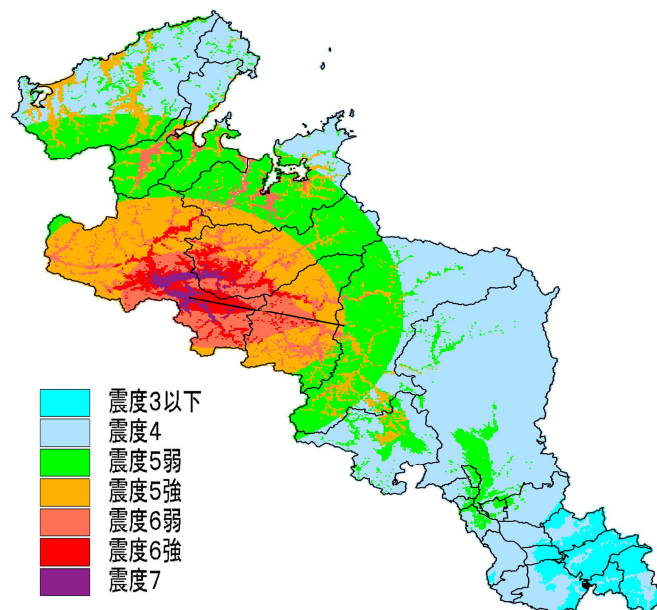
1 想定される地震の規模と被害の状況

(1) 想定される地震の規模

京都府では、平成9年に「京都府地震被害想定調査」を実施し、その後、最新の知見を踏まえて、平成18年度から見直しを行い、平成20年に公表しています。同調査によると、京丹波町に大きな被害が予測される断層は次のとおりとされています。

	想定地震（断層）	断層の長さ	マグニチュード	町内最大震度
①	三 峠 断 層	2 6 k m	7 . 2	震度 6 強
②	上 林 川 断 層	2 6 k m	7 . 2	震度 7
③	殿田―神吉―越畑断層帯	3 1 . 5 k m	7 . 2	震度 6 強

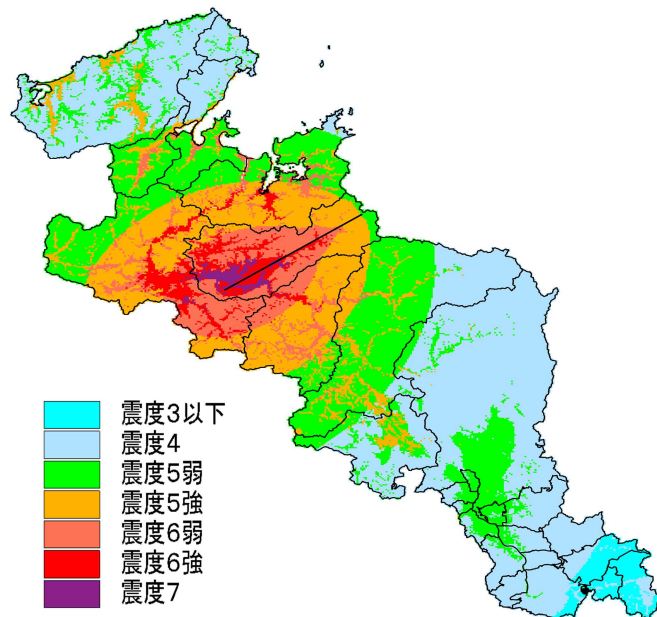
○震度分布図（第3回京都府地震被害想定調査委員会（平成19年8月）の公開資料）



震度想定結果：三峠断層 M=7.2

【震度予測】

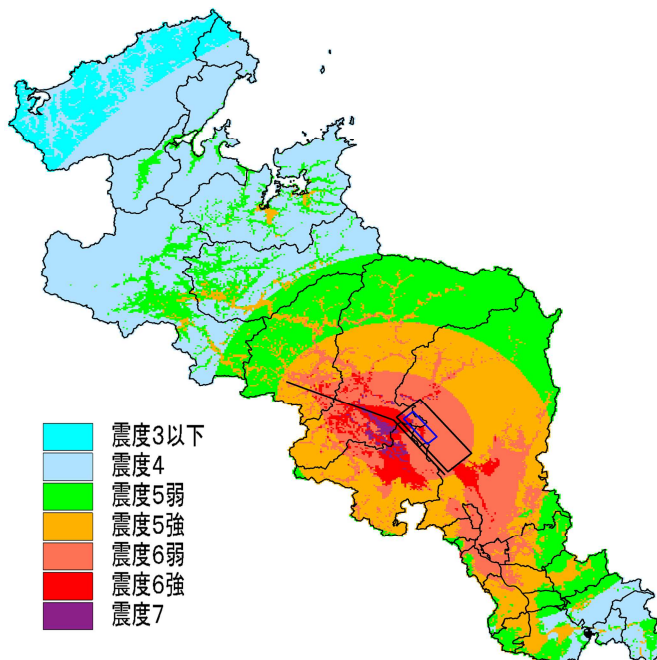
町内の中心部において震度6強が予想される地域があり、町の大部分で震度5強以上が予想されます。



震度想定結果：上林川断層 M=7.2

【震度予測】

町内の北西部において一部震度7が予想される地域があり、町の大部分で震度5強以上が予想されます。



震度想定結果：殿田—神吉—越畑断層帯 M=7.2

【震度予測】

町内の南東部において震度6強が予想される地域があり町の大部分で震度5弱以上が予想されます。

(2) 想定される被害の状況

京都府地震被害想定調査（2008）によると、各想定地震による京丹波町内の被害想定数量は次のとおりとされています。

想定地震（断層）	建物被害予測		人的被害予測		短期 避難者数
	全壊	半壊等	死者数	負傷者数	
三 峠 断 層	2, 6 5 0 棟	4, 0 4 0 棟	6 0 人	4 1 0 人	5, 4 6 0 人
上 林 川 断 層	2, 2 6 0 棟	3, 6 7 0 棟	4 0 人	3 5 0 人	4, 7 2 0 人
殿田―神吉―越畑断層帯	1, 3 0 0 棟	2, 9 6 0 棟	3 0 人	3 0 0 人	4, 1 4 0 人

※「冬早朝」に地震が発生したものとして、被害予測しています。

※ 町内建物数を 1 5, 2 7 5 棟として被害予測しています。

2 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状を正確に把握することは困難ですが、令和 2 年の町の固定資産課税台帳データ等に基づき、京丹波町内の耐震化比率を推計することとします。

建築基準法の耐震基準が昭和 5 6 年 6 月 1 日に改正され、新耐震設計法が導入されたことにより、これ以降に建てられた建築物を「新基準建築物」、これ以前に建てられた建築物を「旧基準建築物」といいます。

耐震化された住宅とは、新基準建築物（昭和 5 6 年 6 月以降に建設された住宅）と、旧基準建築物（昭和 5 6 年 5 月以前に建設された住宅）のうち耐震性能を有する住宅のことをいいます。ここで、旧基準建築物のうち耐震性能を有する住宅とは、「耐震診断の結果耐震性能を満たす住宅」と「耐震改修を行った住宅」のことをいいます。

住宅の耐震化率

$$\frac{\text{昭和 5 6 年以降に建設された住宅戸数} + \text{昭和 5 6 年以前に建設され耐震性能を有する住宅戸数}}{\text{全 住 宅 戸 数}}$$

京丹波町の固定資産課税台帳より抽出した全住宅戸数は 8, 7 7 4 戸であり、これらの建設時期や耐震改修済み等の情報より、住宅の耐震化率を推計しました。なお、旧基準建築物のうち耐震性能を有する住宅は、国が公表し、府でも採用している全国の比率を用いることとしています。

以上による結果を下表に示します。京丹波町の住宅の耐震化率は、木造戸建・長屋建で 5 7. 2 %、その他住宅で 8 7. 3 %、住宅全体で 6 1. 1 %と推計されます。

町内の住宅耐震化率の推計

建築時期・耐震性能等区分		木造 戸建・長屋建	その他 住宅	住宅 全体	備考
住宅総数		7639戸	1135戸	8774戸	固定資産課税台帳
	昭和56年5月以前建築(旧耐震)	4529戸	489戸	5018戸	固定資産課税台帳
	内、耐震性ありの見込み	1251戸	345戸	1596戸	※
	内、耐震改修済み	12戸	0戸	12戸	耐震診断・改修一覧
	昭和56年6月以降建築(新耐震)	3110戸	646戸	3756戸	固定資産課税台帳
耐震性能あり合計		4373戸	991戸	5364戸	
耐震化率		57.2%	87.3%	61.1%	
※耐震性ありの比率		27.6%	70.6%		国算定の全国比率

(2) 住宅の耐震化の目標

京丹波町の住宅の耐震化率(推定値)は、平成20年度は約56.2%、令和2年度で61.1%であり、国全体の推計値が約87%、京都府全体が87%(いずれも平成30年度の値)であることと比較すると大きく下回っています。

これらの状況や京都府の建築物耐震改修促進計画を踏まえ、本町においては、建築物や家具等の倒壊・転倒による犠牲者の発生を減少させるため、令和7年度末までに京都府の目標である「耐震化率95%」に近づくよう耐震化等の取組みを進めます。

3 特定建築物の耐震化の現状と目標

(1) 特定建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第14条の1に示される、学校、体育館、病院、劇場等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物(特定建築物)について、現状の耐震化率を推計します。

法に基づく建築物の用途については、町の公共建築物等のデータを基に、以下の分類に集約しました。それらの分類に対して、昭和56年6月以降に建設の新基準建築物は耐震性を有するものとし、また、昭和56年5月以前に建設の旧基準建築物についても、耐震補強を実施した建築物は耐震性を有するものとして、耐震化率を推計しました。その結果、特定建築物(法第14条1)全体の耐震化率は81.7%となり、これは、令和2年時点の府全体で約90%、国全体で約89%に比べて若干下回っています。

特定建築物の耐震化率の推計

分類	昭和 56 年 5 月以前 (旧耐震)	昭和 56 年 5 月以前 (新耐震)	合計	耐震化率
学校等	3	18	21	85.7%
病院・診療所	0	3	3	100%
社会福祉施設等	0	5	5	100%
ホテル・旅館	0	2	2	100%
店舗等	0	1	1	100%
劇場・集会場等	1	1	2	50.0%
賃貸共同住宅等	0	6	6	100%
庁舎	0	1	1	100%
その他	7	12	19	63.2%
合計	11	49	60	81.7%

特定建築物の分類

分類	法に基づく特定建築物の用途例
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園等
病院・診療所	病院、診療所又は助産所
社会福祉施設等	老人ホーム、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、保育所等
ホテル・旅館	ホテル、旅館、宿泊所その他これらに類するもの
店舗等	展示場、卸売市場、百貨店、遊技場、飲食店、キャバレー等、
劇場・集会場等	劇場、映画館、集会場、公会堂等
賃貸共同住宅等	賃貸住宅、寄宿舍、下宿
庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
その他	体育館、ボーリング場、事務所、博物館、図書館、理髪店、質屋、銀行、工場、車両の停車場等

(2) 特定建築物の耐震化の目標

特定建築物の今後の耐震化目標について、府計画や町の実情を踏まえて、本計画期間の令和7年度末までに90%とすることを目標とします。

また、特に学校施設については、日常的に多数の児童・生徒が集まる施設であり、地震発生直後から多数の避難者を受け入れる避難所としての機能も求められる防災対策上重要な施設であるため、早急に耐震性を確保することが望まれます。現状においては、学校施設の旧基準建築物が占める割合が高く、耐震性が確保されていない施設も存在することから、耐震診断により耐震性が低いと判断された施設については、早期に耐震補強工事を実施するものとし、本計画期間である令和7年度末までには耐震補強工事を完全実施し、学校施設の耐震化率100%を目標とします。

第2 建築物の耐震化を進めるための取組

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

今後発生が予想される大規模地震において、建物の倒壊による被害を減らし、町民の命を守るため、地震に対して構造上弱いと考えられる建築物や、耐震性能の向上をはかるべき区域での耐震診断等を促進して行くことを目的としています。

具体的には、阪神・淡路大震災において被害が大きかった昭和56年以前の建築物、つまり現行の耐震基準に適合していない建築物について耐震診断等の促進施策を展開します。

2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

○普及・啓発施策の概要

耐震に係る所有者の意識の向上と住宅の耐震化の重要性を普及・啓発するため広報誌等や自治会を通じ、町民の防災意識の高揚に努めます。

また、木造住宅の耐震診断への町民の関心を高めるため、ショッピングセンター等での地震体験、無料耐震相談、ポスター・模型展示等を行う「木造住宅耐震診断推進フェア」を府・建築関連団体と協力して開催します。

○住民等が耐震改修等を行いやすい環境整備施策の概要

町民の耐震診断、耐震改修に関しての問い合わせに応じられるよう相談窓口を町役場内に開設できるように努めます。

また、耐震診断は、気軽に実施できるようにするために費用負担軽減のための補助制度を策定するよう努力します。

耐震改修は、増改築やリフォームに合わせて行うことにより、工事費用や手間が軽減されることを広く周知し、リフォームに合わせた耐震改修を促進するよう努めます。

なお、リフォームに合わせた耐震改修を行う場合には、より補助を受けれるように既存の補助制度の拡充を検討します。

3. 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組

○地域住民との連携

災害対策の基本は、地域住民が防災意識を高め、災害に備える気運の養成にあります。従って京丹波町は、広報等による普及啓発を行うとともに、各自治会を通じ町民の防災意識の向上に努めます。また、地域住民は、自助努力によりそれらの防災意識の高揚に努力します。

4. その他耐震化の促進に必要な事項

○所管行政庁との連携

建築物の耐震化の強化を図るためには、所管行政庁との連携・協力が不可欠であるため、今後も京都府と十分な連絡調整を行いながら、効果的な指導や対策をすすめます。